解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十二日

愛知県名古屋市昭和区妙見町四一
財団法人石田財団
清算人　小山　由紀
清算人　石田　由美

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年四月十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十二日

滋賀県草津市草津三丁目一三番七〇号
特定非営利活動法人おうみＮＰＯ政策ネットワーク　代表清算人　仲野　優子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年三月一日付北海道知事の認可により平成二十二年三月四日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十二日

北海道旭川市四条通二五丁目二九七番地
医療法人社団25丁目歯科
清算人　辻　　任

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十二年三月三十一日岩手県知事の承認により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十二日

岩手県遠野市東舘町八番一二号
財団法人遠野市水道業務管理公社
代表清算人　及川　増徳

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十二月三十一日開催の社員総会の決議及び平成二十二年三月八日埼玉県知事の認可を受け解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十二日

埼玉県鴻巣市赤見台三丁目三六番一号一階
医療法人社団赤見会
清算人　佐藤　祐子

解散公告（第三回）

当組合は平成二十二年三月十二日千葉県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十二日

千葉県野田市つつみ野一丁目六番地の七
野田市堤台土地区画整理組合
代表清算人　山縣　正夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年四月二十三日開催の私学審議会の答申を受けた東京都知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十二日

東京都豊島区東池袋三丁目一五―五
学校法人菅谷学園
代表清算人　島田　祥生

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十二年四月九日福井県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十二日

福井県越前市本保町第一七号二八番地
武生本保土地区画整理組合
代表清算人　吉村　良蔵

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年三月二十七日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十二日

静岡県袋井市浅羽一九一三
特定非営利活動法人あさば
清算人　武田　賢一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年三月三十一日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十二日

静岡県袋井市友永七一八番地
社団法人友永報徳社
清算人　山中　啓己

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十二日

愛知県みよし市西陣取山九〇番地
財団法人三好町国際交流協会
清算人　久野　知英

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十一年七月六日開催の理事会の議決並びに平成二十二年三月三十一日高知県知事の認可により解散いたしましたので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十二日

高知県高岡郡佐川町甲一六五〇番地二
佐川町土地開発公社
清算人　西森　勝仁

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十二年四月十三日に解散し、左記住所において清算事務を行っているから、当土地改良区に対して債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十二日

高知県須崎市山手町一番七号
清算法人須崎市大谷土地改良区
代表清算人　西村　俊雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十二月十九日開催の理事会の決議を経て、大分県知事の許可により平成二十二年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十二日

大分県中津市一四三六番地の一　若草保育園内
清算人　浅沼　峰子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年二月十九日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月十二日

鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目二番七号
特定非営利活動法人たすけ愛
代表清算人　岩本　貴弘

第９期決算公告　平成22年５月12日

福島県西白河郡矢吹町赤沢665番地１
株式会社ケーイーティ
代表取締役　川田　　裕

貸借対照表の要旨（平成21年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	198,100
	固定資産	308,574
	資産合計	**506,674**
負債及び純資産の部	流動負債	77,749
	固定負債	411,588
	負債合計	**489,337**
	株主資本	17,337
	資本金	3,000
	利益剰余金	14,337
	その他利益剰余金	14,337
	純資産合計	**17,337**
	負債・純資産合計	**506,674**

(注)　当期純損失　25,378千円